

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）	IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）
IV-5 指定親会社グループについて	IV-5 指定親会社グループについて
IV-5-3 自己資本の充実	IV-5-3 自己資本の充実
IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性	IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性
IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価	IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意を踏まえて最終指定親会社告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、最終指定親会社告示第2条の2第5項第1号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された G-SIBs」という。）又は最終指定親会社告示第2条の2第5項第2号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バ	(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意を踏まえて最終指定親会社告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、最終指定親会社告示第2条の2第5項第1号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された G-SIBs」という。）又は最終指定親会社告示第2条の2第5項第2号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バ

改正案	現行
<p>ッファーとして、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファーとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファーをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファーとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファーであり、<u>各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。以下この（４）において同じ。）の合計額を保有する信用リスク・アセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。</u>最終指定親会社告示第 2 条の 2 第 4 項第 1 号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファー比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファー比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から 1 年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</p>	<p>ッファーとして、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファーとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファーをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファーとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファーであり、<u>各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスクアセットの額を保有する信用リスクアセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。</u>最終指定親会社告示第 2 条の 2 第 4 項第 1 号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファー比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファー比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から 1 年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</p>

改正案	現行
<p>G-SIBs バッファ―、D-SIBs バッファ―とは、それぞれ、最終指定親会社告示に指定された G-SIBs、最終指定親会社告示に指定された D-SIBs に対し、当該最終指定親会社等のシステム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ―水準は、システム上の重要性を勘案した上で最終指定親会社告示に定める。</p> <p>グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）第3条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32面項番3の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム</p>	<p>G-SIBs バッファ―、D-SIBs バッファ―とは、それぞれ、最終指定親会社告示に指定された G-SIBs、最終指定親会社告示に指定された D-SIBs に対し、当該最終指定親会社等のシステム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ―水準は、システム上の重要性を勘案した上で最終指定親会社告示に定める。</p> <p>グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）第3条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32面項番3の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム</p>

改正案

上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する12指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等をD-SIBsに選定し、うち最終指定親会社については最終指定親会社告示で指定する。

なお、4つの基準に関連する12指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。

評価基準	評価指標	ウェイト
(略)		

(5) (略)

IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率の正確性

IV-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法

(1) ~ (3) (略)

(削除)

現行

上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する12指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等をD-SIBsに選定し、うち最終指定親会社については最終指定親会社告示で指定する。

なお、4つの基準に関連する12指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。

評価基準	評価指標	ウェイト
(略)		

(5) (略)

IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率の正確性

IV-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法

(1) ~ (3) (略)

(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社のマーケット・リスク相当額算出時に

改正案	現行
<p>IV-5-3-2-3 トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>おける外国為替リスクの算出対象ポジションのうち、財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建ての長期にわたる出資等に係るポジションについては、当面、外国為替リスクの対象から除外することを認める。</u></p> <p>IV-5-3-2-3 トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等</p> <p><u>最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社においては、マーケット・リスク規制の適用対象取引は最終指定親会社告示第11条に規定するトレーディング業務に係る資産及び負債がその主たる内容となるが、最終指定親会社はマーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適當な取引(注)を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</u></p> <p><u>(1) マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法(想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。)を文書により明確化しているか。</u></p> <p><u>(2) 当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査(価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査)により確認されているか。</u></p>

改正案	現行
<p><u>マーケット・リスク規制の適用対象取引は告示に定めるところにより最終指定親会社とその保有する商品をトレーディング勘定へ分類した商品がその主たる内容となる。当該トレーディング勘定へ分類した商品に含まれる取引は、最終指定親会社が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的を行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よってマーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。</u></p> <p>・ <u>マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を文書により明確化するとともに、当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により確認されているか。</u></p> <p>（注）「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（平成17年バーゼル銀</p>	<p>（新設）</p> <p>（注）「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（平成17年バーゼル銀</p>

改正案	現行
<p>行監督委員会)では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている(パラグラフ 271)。</p> <p>IV-5-3-4 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 開示の状況の確認に際しては、開示告示に定められた項目の網羅性に着目すべきではなく、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして重要な事項が適切に開示され、市場による外部評価の規律づけに有用な内容となっているかを確認する必要がある。</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-4-4及びⅢ-3-2-5(2)を参照。</p>	<p>行監督委員会)では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている(パラグラフ 271)。</p> <p>IV-5-3-4 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 開示の状況の確認に際しては、開示告示に定められた項目の網羅性に着目すべきではなく、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして重要な事項が適切に開示され、市場による外部評価の規律づけに有用な内容となっているかを確認する必要がある。</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-4-5及びⅢ-3-2-5(2)を参照。</p>